

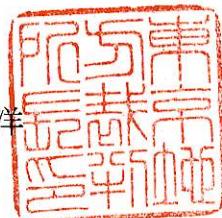


東地裁總第 785 号

令和 4 年 3 月 22 日

山 中 理 司 様

東京地方裁判所長 平木正洋



司法行政文書開示通知書

令和 4 年 1 月 13 日付け（同月 17 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

抗議書（令和 3 年 12 月 28 日付け）（片面で 2 枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、公にすることにより事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 2 号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話 03（3581）2733（ダイヤルイン）



抗議書

令和3年12月28日

東京地方裁判所長
平木 正洋 殿

弁護士 木原 功仁哉

貴職の令和3年12月24日付け抗議書（以下「本件抗議書」と言ふ。）に対し、以下のとおり抗議を申し入れる。

- 1 貴職は、本件抗議書において、貴府令和3年（行ウ）第301号事件（以下「本件事件」と言ふ。）の「第1回口頭弁論期日後に貴殿が行った報告会の中で『報告会の出席者からの質問に答える形で、『動画に撮っていただくのは全然構いません』、『そのように暴力反対とか言つていただけると非常に心強いので、次回もそういうような感じでお願いしたいなと思います』と発言している」と主張するが、そもそも当職は令和3年10月12日にいかなる報告会も主催したことはないし、貴職が指摘する報告会なるものがいつ、どこで行はれたものであるのかも不明であり、さらに、当職が同日に前記発言をしたかどうかは記憶が定かではない。
- 2 仮に、当職が同日に何らかの報告会で前記発言をしてみたとしても、「①撮影行為及び②騒擾行為を積極的に勧める旨の発言を行った」とは到底言へない。なぜなら、①仮に「動画を撮つてください」と発言したのであればともかく、「撮っていただくのは全然構いません」との発言が撮影を「積極的に勧めた」とは到底言へないし、②参加者の一人が「暴力反対」と発声したところで、これをもつて騒擾行為であると決めつけるのは論理飛躍も甚だしいからである。
- 3 ところで、①に関して、裁判所の庁舎等の管理に関する規程第12条第1項第8号には「裁判所の禁止に反し写真機、録音機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者」に対して管理者が立入りの禁止等をしなければならないと定められてゐるが、貴府の庁舎入口では、動画撮影機能を有するスマートフォン等の持込み自体は禁止してゐないので默示の許可を与へたものと言へるし、前記規程によると、法廷外の廊下において、許可された写真機、録音機を使用して撮影すること自体は禁止されてゐない。
- 4 結局のところ、貴職は、ワクチン中止を目的とする当職らの社会運動を抑圧するため、全く理由のない本件抗議書を発出したのであり、かかる行為は憲法21条に定める表現の自由を侵害するものであるから、厳重に抗議する次第である。
- 5 もつとも、当職は、本件事件の参加者が前記規程に違反する事態を作出することは全く本意ではないため、第2回口頭弁論期日（令和4年1月13日）の前に、裁判所に集まつた参加者に対して、庁舎内の騒擾行為は禁止されてゐる旨を周知する予定で

ある。

なほ、この場合であつても、前記規程において庁舎内の撮影行為の一切が禁止されてゐるとは読み取れないので、仮に同撮影行為を禁止するのであれば、貴庁において対応されたい。

以 上